
プロジェクト 時価の算定に関する会計基準**項目 本日の検討の概要**

これまでの検討

1. 2019 年 7 月 4 日に公表した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定基準適用指針」という。）第 26 項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされている。

また、時価算定基準適用指針第 27 項において、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額に関する注記を要しないこととしている。

2. その後、金融商品専門委員会 7 回、企業会計基準委員会 8 回の審議を経て、2021 年 1 月 18 日に「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」（以下「本公開草案」という。）を公表した。本公開草案に対するコメント期間は 2 か月であり 2021 年 3 月 18 日に締め切り、団体等 9 通、個人 4 通の計 13 通のコメント・レターを受領した。
3. 寄せられたコメントを踏まえ、その対応の検討を第 165 回金融商品専門委員会(2021 年 4 月 5 日開催) から開始している。なお、第 457 回企業会計基準委員会 (2021 年 5 月 18 日開催) において聞かれた意見を審議事項(3)-6 に記載している。

本日の検討事項

4. これまでの審議で聞かれた意見を踏まえ、投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応（審議事項(3)-2）を更新しており、ご意見を伺いたい。なお、審議事項(3)-2 参考資料としてコメントの全文と対応案を添付しており、審議事項(3)-2 はそのうち主要なものの概要とその対応案を記載したものである。
5. また、前項の対応を反映させた改正企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(3)-3）、「公表にあたって」の文案（審議事項(3)-4）及び公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討（審議事項(3)-5）についてもご意見を伺いたい。

以 上